

社会福祉法人 鬼北町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程
(平成29年鬼北町社協規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等につき必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の役員等の報酬は、別表1のとおりとする。

(費用弁償等)

第3条 役員等が、その職務のため会議に出席したときは、別表2のとおり費用を弁償する。ただし、役員等のうち行政関係職員及び協議会職員は、この限りではない。

2 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会旅費規程（平成17年鬼北町規程第8号）により支給する旅費の例による。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 第2条に定める報酬の支払時期は、毎年9月及び3月とする。

2 会長が任期途中で交代した場合は、日割り計算により報酬を支給するものとする。

3 理事会、監査会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の費用弁償はその都度支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬

会長 年額 60万円

別表2 費用弁償の額

日額 3,000円及びその距離が片道2km未満の場合を除き、車賃実費